

公務労組連絡会に対し、政府・内閣人事局が説明!!

退職手当の見直し、引き下げを阻止!!

内閣人事局は4月28日、公務労組連絡会に対し、人事院が行った「民間企業における企業年金および退職金の実態調査の実施と調査結果に基づく見解」をふまえ、**退職手当について今回見直しは行わない**と明らかにしました。

この間の春闘要求書にもとづく交渉では、1月から緊急にとりくんできた「高齢期公務員の処遇改善などを求める署名」(6万6497筆・全教分2万2737筆)を内閣人事局に提出し、交渉を重ねてきました。

退職手当の見直しは、5年に1度の割合で行われており、今年度がその年になっていました。55歳昇給停止・現給保障の廃止等厳しい賃金削減が行われている高齢層にとって、退職手当の引き下げを阻止することは大きな課題でした。「国民のいのちと暮らしを守るため奮闘する公務員の処遇引下げを断固許さない」という全国の仲間と連帯した私たちの強い要求が、引き下げ阻止の大きな力になったことは間違いありません。引き続き、本年度人事院勧告に向けての各種とりくみ、そして秋の県人事委員会へのとりくみに全力をあげましょう。

◇今回の人事院調査の結果

◆4月21日

人事院は下表の通り、公務が民間を15,000円(0.06%)上回っていることを明らかにし、「官民の退職給付水準の比較結果に基づき、国家公務員の退職給付の取扱いについて検討を行うことが適切である」との見解を示しました。

【1人当たり平均の退職給付額】

公務	24,070,000円
民間	24,055,000円
較差	15,000円

◆4月28日

内閣人事局は人事院の調査結果を踏まえ、「較差は官民で概ね均衡しており国家公務員の退職手当の水準改定は今回は必要ない」としました。

◇交渉での全教生権局長の発言要旨

国家公務員の退職手当の見直しは、そのまま地方公務員にも影響を与えるものであり、公務職場に働く多くの公務員が、関心をもって注視しています。

今回の内閣人事局の回答は、われわれが提出した「高齢期公務員の処遇改善などを求める署名」の現場の多くの声が、一定反映されたものと受け止めます。

しかし、この間の賃金の目減りが、実質の退職金にも反映されており、私たちは支給率の改善をあらためて求めたいと思います。定年年齢の引き上げがいよいよはじまりますが、これまで以上に長きにわたり働いた職員が、それにあつた退職手当をもらえることは当然のことです。官民比較による見直しでなく、定年延長という新たな制度にふさわしい支給率の改善を、当局として責任をもって行うべきです。



内閣人事局に6万6千筆の署名を提出する公務労組連絡会黒岩事務局長(右)

◇県人事委員会へ「給与勧告のための基礎作業の改善と勧告に向けての要求書」を提出!!

◆5月9日

兵庫教組は高教組と共に「給与勧告のための基礎作業の改善と勧告に向けての要求書」を提出しました。

基礎作業の内容について強調した点

- ①臨時教職員の2級適用については、同一労働同一賃金の観点からも早急にその改善を行うこと
- ②各給料表の最高号給に対する給料の割合の格差を解消すること
- ③教職員の未配置の実態の調査を行い、教職員の多忙化の解消の観点からも勧告を行うこと

これに対し、再任用給料の割合の格差の問題※については、昨年までと同様に、国の方(全人連)にも意見をあげていきたいと回答がありました。

また、退職手当については「県では調査を行わず、国に準じた形でやっていくこと」、定年延長に対しては「条例案は9月議会に提出になると考えるので、人事委員会としては、昨年の報告で触れた内容と同じような内容になるだろう」ということでした。

人事院へのとりくみと同時に、県人事委員会へのとりくみにも力を入れて取り組んでいきたいと思います。